

登記官押印証明の取扱いの変更について

平成28年4月1日から、外務省における認証（公印確認，アポステイーユ）の際の登記官発行の証明書（登記事項証明書等）に対する「登記官の押印証明」の添付が不要となりました。

ただし、平成28年4月1日以降に発行された登記官発行の証明書に限ります。

なお、平成28年3月末日以前の登記官発行の証明書で、平成28年4月1日以降に外務省で認証を受けようとする場合は、従前の取扱いのとおり「登記官の押印証明」手続きが必要となります。

上記に関する御質問等がございましたら、鳥取地方法務局総務課庶務係まで御連絡をお願いいたします。

鳥取地方法務局総務課庶務係

電話（代表）0857-22-2191